

# 農林課からのお知らせ

## 農地の適正な管理を！

町では、有害鳥獣による農作物の被害が増えています。原因のひとつは、有害鳥獣の数が増えていることです。また、遊休農地、耕作放棄地が増えていることも、原因のひとつと考えられます。

町では、農作物の被害を最小限に抑制し、作物の安定生産に効果のある、有害鳥獣駆除事業を実施しています。しかし、相手は野生鳥獣ですので、確実に捕獲することは容易ではありません。農作物の被害を抑制するためには、皆さんが所有する農地等の管理が重要になります。草を伸ばし放題にすることなく、適正な管理をお願いします。

**適正な管理のために**  
○農地の廃棄物の放置をなくす  
農地に収穫しない廃棄物を放置したりしていませんか？これは動物にとつては、立派なエサとなります。適正に処分しましょう。  
○不要な果樹の伐採を検討する  
田畑のそばに果樹を植えている場合、熟れて落ちた果実が動物を引き寄せる原因になることもあります。収穫

しない果実は、適正に処分し、食べない果樹であれば、伐採を検討しましょう。  
○農地周囲に防護柵を設置する  
農地周囲に防護柵を設置すると、動物が容易に侵入できなくなります。一定の効果はありますが、電気柵はより有効な防除の手段です。  
○草むら、ヤブを刈って見通しをよくする  
農地近くの山の草むらやヤブは、動物にとつて絶好の隠れ場所です。ここに潜んで田畑や人の様子をうかがっています。鳥獣被害防止対策の重要なポイントです。草むらやヤブはできるだけ見通しをよくし、隠れ場所にならないように管理しましょう。  
○ゴミの集積所や家庭での管理  
ゴミを集積所に、回収日の前から生ゴミを放置することはやめましょう。自宅の生ゴミを家の周りに捨てるのは、撒き餌をしているのと同じです。生ゴミはふた付きの容器に保管し、動物が近寄らないよう注意しましょう。



## 電気柵等の設置費用の一部を補助します！

町内で発生するイノシシ等の有害鳥獣による被害を防除するため、電気柵等の設置費用の一部を補助します。補助を受けた方は、電気柵等の設置前に補助金申請の手続きをしてください。

対象／町内に住所を有し、町内の農地等に電気柵、防護柵（木柵や鉄柵）を設置する農業者  
補助金額／設置費用の2分の1以内で、30,000円を限度とします（100円未満切り捨て）。ただし、予算に限りがあります。  
申請方法／電気柵を設置する前に、申請書を記入し、添付書類と一緒に農林課へ提出してください。申請書は農林課に備えつけてあります。また町の公式ホームページからもダウンロードできます。  
添付書類／①設置場所の見取り図、②町税の滞納のないことを証する書類受付／5月20日（水）から農林課で受け付けます。  
その他／町では遊休農地を解消するため、雑草抑制と地力増進効果のある花「ヘアリー・ベッチ」の種子助成や遊休桑園等活用事業を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ／農林課（☎581・2121内線402・403）へ。

## 建設課からのお知らせ

ご協力ください！  
道路上に張り出す草や樹木の枝の除去  
新緑がまぶしい季節となりました。これからの季節、道路や歩道へ草や樹木の枝などが張り出して、通行に支障を来している状況が多く見受けられるようになります。  
町では、個人の所有地から出ている草木は、土地や草木の所有者の責任で伐採などの対応を検討いただくように依頼をしています。  
大きな樹木は伐採に多くの費用がかかります。また、折れた枝が人や車などに損傷を与えると事故につながり、原因者の管理責任を問われる場合もあります。普段から所有している草木の定期的な剪定や見回りなどは、事故防止に有効なばかりではなく、悪天候の際の災害対策にもつながります。

このようなことから、道路環境を良好に保つため、できる範囲で伐採等の継続的なご協力をお願いします。なお、作業する際には、次の点にご注意ください。  
○電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う可能性がありますので、事前に電力会社または電話会社へ連絡をしてください。  
○通行車両、自転車および歩行者の安全確保と樹木からの転落等の事故に十分ご注意ください。  
○伐採後の枝や草は、ルールに従って、適切な処分をしてください。  
問い合わせ／建設課（☎581・2121内線236）へ。

## 寄居町高齢者保健福祉計画 寄居町障害者計画・第4期寄居町障害福祉計画



### 寄居町高齢者保健福祉計画

町では、平成23年3月に策定した『寄居町高齢者保健福祉計画』に基づき、町民の皆さんや各関係機関のご協力をいただきながら、高齢者に関する各施策を推進してきました。

平成26年度には、高齢者を取り巻く状況の変化などを踏まえ、本計画の見直しを行い、今年3月に、平成27年度から29年度までを計画期間とする『寄居町高齢者保健福祉計画』を策定しました。ここでは、計画の概要についてお知らせします。なお、計画の全文は、町公式ホームページに掲載しています。

問い合わせ／健康福祉課（☎581・2121内線123）へ。

**計画の概要** 『寄居町高齢者保健福祉計画』は、『老人福祉法』に基づき策定される計画です。本計画は、高齢社会へ総合的に対応するためのまちづくりの指針として、また、町民活動と連携する指針として、高齢者に関する「保健・医療」「社会参加」「福祉・生活環境」「介護」「総合推進」の各分野における町民と行政との取り組みを推進するものです。

**高齢者人口等の現状と今後の見通し**  
町の平成26年度の高齢者人口は9,857人、高齢化率は27.9%で、年々上昇を続けています。今後も高齢者人口の増加が見込まれ、高齢化率も人口の減少とともにさらに上昇すると予想されます。平成29年度の高齢者人口は10,563人、高齢化率は31.0%と見込んでいます。

**計画の目標** 今後もますます少子・高齢化が進むことが見込まれる中で、活力ある高齢社会を築くため、『第5次寄居町総合振興計画』に基づき、本計画の目標を“支え合い一人ひとりがいきいきと暮らすまち”と設定しました。

**計画課題・基本方針** 計画目標を達成するため、計画課題を「健康の維持・増進」「いきいき暮らすまちづくり」「安全・安心な暮らしの確保」「介護予防と重度化の抑制」「生活問題へ総合的に対応」の5つに分類し計画課題解決のための基本方針を11項目にまとめ、さらにこの方針に基づき48項目の事業を設定しました。これからの計画の実現に向け、これらの事業を推進していきます。

### 寄居町障害者計画・第4期寄居町障害福祉計画

町では、平成24年3月に策定した『寄居町障害者計画・第3期寄居町障害福祉計画』に基づき、町民の皆さんや関係機関のご協力をいただきながら、障害者に関する各施策を推進してきました。

今回、前計画の計画期間が終了することに伴い、平成27年度から29年度を計画期間とする新たな『寄居町障害者計画・第4期寄居町障害福祉計画』を策定しました。

ここでは、計画の概要についてお知らせします。なお、計画全文につきましては、町公式ホームページに掲載しています。

問い合わせ／健康福祉課（☎581・2121内線121）へ。

**寄居町障害者計画** 『障害者基本法』に基づいた、障害者のための施策に関する基本計画です。障害者の生活に、総合的に対応するまちづくりの指針であるばかりでなく、町民や事業所等の活動を促進する指針となる計画です。

アンケート調査の結果を踏まえ、①就労支援の充実、②交流機会の充実、相談支援の提供体制③災害時要援護者への支援、の3点を重点的な取り組みとして施策展開していきます。

**第4期寄居町障害福祉計画** 『障害者総合支援法』に基づいた、障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画です。障害者が安心して自立した生活が送れるように、計画的にサービスの提供を行います。